

9 津波に関する図記号

津波避難場所や津波避難ビルなどを示す図記号は、平成 20 年に国際標準化機構（ISO）による「津波に関する統一標識」（ISO20712-1：2008）として国際規格化されました。
さらに、平成 21 年に日本工業規格（JIS 規格）として公示されました。

○ 津波注意



- 〔意味〕 地震が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域を示す。
〔目的〕 当該地域が津波による被害を被る危険がある地域であることを認識させ、地震発生時には直ちに当該地域から内陸部、高台に避難させる。

○ 津波避難場所



- 〔意味〕 津波に対して安全な避難場所・高台を示す。
〔目的〕 津波から避難先となる安全な場所や高台を示すとともに、地震発生時には、そうした避難場所へ向かわせるもの。

○ 津波避難ビル



- 〔意味〕 津波に対して安全な避難ビルを示す。
〔目的〕 津波からの避難に際し、近くに高台がない場合、津波からの避難が可能な鉄筋コンクリート造 3 階建のビルを示すとともに、地震発生時には、避難ビルへ向かわせるもの。

【 出典：津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年）】

《災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について》

【出典：内閣府ホームページ】

【事務連絡】

事務連絡

平成28年3月23日

各都道府県防災部局 御中

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)
総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について

日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、平成25年災害対策基本法改正により定められた「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」(以下「避難場所等」という。))については、全国的に標準化された図記号が用いられることが望ましく、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会への対応が必要なことから、内閣府、消防庁を共同議長とした関係府省庁等による連絡会議を平成26年7月に設置し、避難場所等のピクトグラムの整備について検討を行い、避難場所等のピクトグラムの標準化の方針を定め、これまで新たな図記号の検討をしてきました。

このたび、日本工業規格(以下「JIS」という。))において、案内用図記号(JIS Z8210)の追補6「災害種別一般図記号(以下「災害種別図記号」という。))及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム(以下「標識システム」という。))(JIS Z9098)」が平成28年3月22日付で制定・改正され、公示されました。

については、都道府県等におかれましては、

- ① 本通知について、市区町村や関係機関への周知を図ること。
 - ② 避難場所等の案内板等の整備及び更新の際は、災害種別図記号を使い、標識システムの表示方法に倣い、表示すること。
 - ③ 表示の整備にあたり、以下のⅡ.の点に留意の上、整備すること。
 - ④ 避難場所等の標準表示方法の周知・普及を図ること。
- に努めていただくようお願いします。

I：避難場所等の標準図記号について

1. JISで規定された避難場所等に関する災害種別図記号

- ① 5つの災害種類の図記号をJISで規定。
「案内用図記号(JIS Z8210)改正(追補6「災害種別一般図記号」)」を追加
(1)洪水及び内水氾濫(※)
(2)崖崩れ、地滑り(※)
(3)土石流(※)

(4)高潮(※)

(5)大規模な火事

(※) 災害対策基本法第49条の4第1項に基づき、指定緊急避難場所は異常な現象の種類(i 洪水、ii 崖崩れ、土石流及び地滑り、iii 高潮、iv 地震、v 津波、vi 大規模な火事、vii 内水氾濫、viii 火山)ごとに指定。

今回の災害種別図記号の制定にあたり

- ・「洪水」と「内水氾濫」は、避難方法が類似であるため共通化
- ・「崖崩れ、地滑り」と「土石流」は事象が異なるため分けて制定
- ・「高潮」は既にある「津波」と避難方法が類似であるため共通化
- ・「地震」は、起きる事象(例「津波」、「大規模な火事」など)でカバー
- ・「津波」は、既に避難場所図記号が整備されていることから、これを引き続き利用。
- ・「火山」は、シェルターなどに避難するため、それらの周知を図るとして整理。

災害種別避難誘導標識システムで使用する図記号一覧

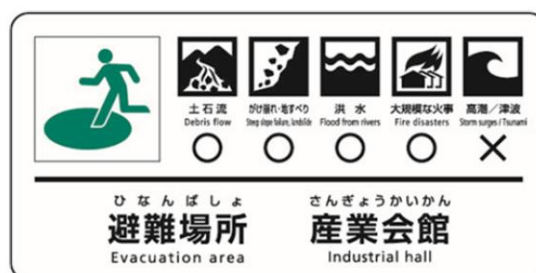
災害種別	図記号				避難誘導標識システム
	災害種別一般図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号	
洪水	 JIS Z 8210-6.5.1	—	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 A
内水氾濫					附属書 B
高潮	 JIS Z 8210-6.5.3	 JIS Z 8210-6.3.9	 JIS Z 8210-6.1.6	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 C ^{e)}
津波 ^{a)}			 JIS Z 8210-6.1.7		JIS Z 9097
土石流	 JIS Z 8210-6.5.2	 JIS Z 8210-6.3.10	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 D

崖崩れ・ 地滑り	 JIS Z 8210-6.5.4	 JIS Z 8210-6.3.11	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 E
大規模な火事	 JIS Z 8210-6.5.5	—	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 F
注 a) 津波の避難誘導標識システムについては、JIS Z 9097 を参照する。 b) 必要に応じて JIS Z 9097 に用いてもよい。 c) 高潮の標識避難誘導システムは、JIS Z 9097 に規定する津波の避難誘導標識システムを基とする。					

※「津波避難場所」「津波避難ビル」として指定されている避難場所が、津波以外の災害の避難場所である場合は、津波の危険性を考慮し「津波避難場所」「津波避難ビル」の図記号を優先して使用する。なお、「避難場所の図記号」「津波避難場所または津波避難ビルの図記号」について、併記することもできる。

- ② 避難場所がどの災害に対応しているかの表示方法として「避難場所」の図記号と「災害種類図記号」を併記や、避難場所までの避難誘導を含めた表示方法である「災害種別避難誘導標識システム(JIS Z 9098)」を制定

< 標識システム記載例 >



< 参考: 上記JISの検索方法 >

JISは、日本工業標準調査会ホームページ「JIS検索」で閲覧することができる。
文書によるものは日本規格協会で販売される。

また、災害種別図記号のデザイン等は、今後内閣府防災情報のホームページにて掲載を予定(平成28年度初めを目途)。

災害種別図記号や記載例等のダウンロード用素材については、内閣府防災情報のホームページに掲載されています。

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/zukigo/index.html>

2. 従来からある図記号の扱いについて

JISにおいて、既に図記号が制定されている以下の

「避難場所(JIS Z8210-6.1.4)」

「津波避難場所(JIS Z8210-6.1.6)」

「津波避難ビル(JIS Z8210-6.1.7)」

は、引き続きこれらを活用する。

避難所についても「避難所(JIS Z8210-6.1.5)」の図記号を引き続き活用する。

◇(参考:JISで制定されている図記号)



避難場所
JISZ8210



津波避難場所・津波避難ビル
JISZ8210



避難所
JISZ8210

Ⅱ:表示整備等にあたっての留意点

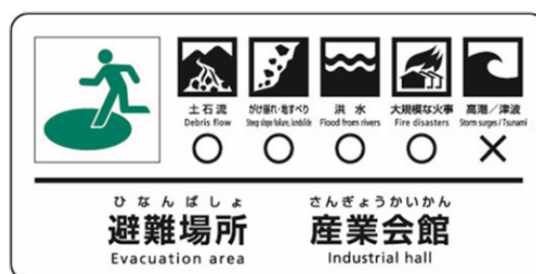
1. 表示方法について

標識表示にあたっては、今回制定された「標識システムJIS Z9098」の記載例を参考に、設置すること。特に、避難場所がどの災害に適しているか、又は適していないかを表示すること。

図記号の図案については、省略をすることなくそのまま活用すること。色使いなどもJISの規格に従うこと。(詳細はJIS Z8210を参照)

外国語表記については、標識システムの記載例を参考とするとともに、災害種別の英訳は、JIS Z8210の各図記号の表示事項の英訳を利用すること。

<標識システム記載例>



＜標識システム記載例：避難場所（津波避難ビル）と避難所を兼ねている場合＞



＜上記記載例についての解説＞

この地域は、津波による被害が想定されており、この小学校は津波避難ビルとして指定されている。また、津波以外の災害の避難場所と避難所を兼ねている。この地域では、「洪水、内水氾濫、津波、大規模な火事、土石流、がけ崩れ・地すべり」が想定されており、そのうち「洪水、内水氾濫、津波、大規模な火事」の避難場所として適しているが、「土石流、がけ崩れ・地すべり」には適していないことを示している。

2. 設置にあたっての留意点

標識の設置にあたっては、「標識システムJIS Z9098附属書I」の留意事項にある

- ① 当該表示が目立つように設置すること
- ② 標識がよく見え判読できるよう配慮すること。積雪地帯の場合、積雪時に判読できるように、例えば標識の高さなどを考慮すること
- ③ 誘導標識を設置する場合は、適切な間隔で途切れることなく設置していくこと
- ④ 標識の部材等は、設置環境に適合させることを念頭において選定することなどに留意して設置に努めること。

3. 夜間視認性の確保

災害が夜間に発生した場合、避難誘導表示に係る暗闇対策が必要であることから、「標識システムJIS Z9098附属書H」を参考に

- ① ソーラー電源機能など
- ② 蓄光機能
- ③ 再帰性反射機能 など

を備えたもので標識整備に努めること。なお、蓄光材料及び再帰性反射材料の性能及び試験方法についてはJIS Z9098附属書H等に記載されているので、それらを参考にすること。

4. 地震を起因にして発生した災害への対応

「地震」は、通常災害発生後に避難するケースが多く、その後、地震に起因して発生する津波、大規模な火事、地滑り・崖崩れなどを想定した避難が必要であることから、災害種別図記号に「地震」に関する図記号を設けていない。

他方で、地震の揺れの後に地震に起因して発生する災害を想定して、当該災害に対応した避難場所へ避難誘導させる必要がある。

このため、市民向けの周知にあたっては、地震に起因した災害が発生するおそれがあることを認識させるため、平常時から住民等に避難行動への理解に努めるよう、地方公共団体側から適切な情報提供を行うとともに、市民への教育（たとえば小・中学校、高等学校など児童・生徒など）・訓練に努める必要がある。

Ⅲ. 地方公共団体における災害種別図記号による表示方法の周知・普及活動の推進

避難場所については、災害の種類毎に異なることについて一般市民の理解促進が重要である。また、その避難場所がどの災害に対応しているか一目でわかる災害種別図記号が作成され、全国統一的に運用されることから、一般市民がこの図記号について知り、正しく理解することが必要である。

については、地方公共団体においては、災害種別図記号などに基づく案内板等の整備を進めるとともに、一般市民向けに避難場所は災害の種類により異なること、それを区別する災害種別図記号の周知・普及活動に努めること。

なお、国においても災害時における適切な避難行動について示していくとともに、避難場所が災害種別ごとに設置されていること、それらを一目で判別するための災害種別図記号を規定したことについて、周知・普及活動を実施する。

IV. 関係府省庁等による取組

1. 地方公共団体の表示整備支援

○災害種別一般図記号による表示整備に限定

制度名称	制度の概要	所管省庁
特別交付税措置	■項目：緊急防災・減災事業 ■対象経費： 災害種別一般図記号による避難標識、海拔表示板等の整備（非適債経費に限る） ■措置率70% （参考）特別交付税に関する省令 東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（国の補助金又は交付金を受けて施行する事業に係る額にあつては〇・八）を乗じて得た額	総務省 消防庁

このほかに以下のような取組を実施していく。

- ・既存予算措置等においては、災害種別図記号による案内板等の整備を対象とする。
- ・関係省庁においては、整備に活用可能な既存予算措置等について積極的に周知を行う。
- ・関係省庁が案内板等を整備する際、市区町村等から申し出があった場合には、災害種別図記号の併記に努める。
- ・関係省庁等は、市区町村等から災害種別図記号による案内板等の設置に係る道路占用許可の申請があった場合に、当該物件が道路法令上の基準に適合し、道路管理上の支障がない等の場合においては、適切に許可するよう努める。
- ・関係省庁等は、市区町村等から災害種別図記号による案内板等の補助掲示の申し出があった場合には、視認性を阻害することや、効用を妨げる等の支障が生じない限り掲示をさせるよう努める。

2. 関係府省庁における表示整備の取組

(1) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた対応

避難場所表示の標準化の取組については、災害対策基本法改正に伴う対応だけでなく、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催により外国人旅行者向けの多言語対応の一環として取り組んでいる。

このため、東京都は都内区市町村に対し、当該事務連絡の内容の周知・普及啓発を行う。また、内閣官房との共同座長のもと、国の関係行政機関、関係地方公共団体、

政府関係機関、民間団体及び企業など62の機関・団体から構成される「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」においても周知に努めるとともに、取組事例を紹介するなど、普及拡大を図る。

(2) 災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)のISOへの提案

経済産業省では、今回制定した災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)をISOに提案(平成28年5月頃を予定)し、将来的には、国際的な避難誘導システムとして定着させていく。

3. 国等における周知・普及活動

内閣府防災担当は、災害時の避難行動について周知を図るため、今後、内閣府防災情報ホームページにおいてパンフレットを掲載し、一般市民向けに周知を図る。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会などを控えていること、定住外国人対応などもあることから、訪日や定住外国人への周知を実施していくことが必要であることから、今後、関係省庁と連携して周知を図る。

経済産業省では、

- ① JIS Z9098災害種別避難誘導標識システム制定及びJIS Z8219 追補6改正(災害種別図記号の追加)に関して平成28年3月22日にプレスレクを実施。
- ② JIS原案作成関係者による、標識製造者、自治体等への説明会を開催し、適切な表示方法などの周知を図る。
- ③ 災害種別図記号や記載例等を「国や地方自治体等の公共機関」による文書・冊子・パンフレット等への引用など周知活動に利用できるよう、災害種別図記号、記載例等のダウンロード用素材、説明会用ガイドブックを内閣府防災情報ホームページから容易に入手可能となるよう提供する。
- ④ 関係省庁が自治体等への説明会を実施する場合に、JIS原案作成関係者を講師として派遣する。

4. 簡易な貼り替え方法等について

災害種別図記号を使用した案内板等の整備には費用がかかることから、既に設置されている表示板の貼り替えや簡易な表示方法について、別添の方法を参考にしていきたい。

※当該資料は、災害種別図記号等のJIS原案の作成に携わった
一般社団法人日本標識工業会等の助言に基づき作成しています。

別 添

既に設置している表示板等の板面をシールで貼り替える方法

1. 既存表示板(設置から2～3年程度※)の貼り替え

既に設置している表示板等の板面(表示面)については、設置後2～3年程度の場合は、以下のような方法で粘着シートを使って貼り替えることができる。

○表示内容粘着シートやラミネートフィルムは、屋外耐候性※の有する材料を選定すること

※屋外耐候性は、材質証明をしているもの。10年程度持つ材料もある。

○材料は、一般的に再帰性反射シート、屋外用蓄光材や白塩ビシートなどがある

○設置後数年程度であっても表示面に粉吹きやひび割れ等の劣化がある場合は、以下の方法での貼り替え方法を検討する。

2. 既存表示板(設置から4年以上経過)の貼り替え

設置後4年以上経過しているものや、表示板が切り文字による表示の場合は、以下の方法で貼り替えることができる。

○低発泡塩ビ板(板厚1～3mm程度)を表示面に貼り付ける。
既存表示板への貼り付けは、屋外用接着剤と屋外用両面テープの併用接着が可能。

○この方法は、熟練した技術のない者でも容易に貼り替え作業が可能。

耐候性があり、低コストで表示板等が作成できる方法

1. 耐候性があり低コストな表示板の台板

○アルミ複合材

発泡樹脂を薄いアルミシートでサンドイッチしたもので、軽量、安価で、屋外耐候性のある材料。コンクリートに取り付け可能。

○低発泡塩ビ板

軽量、安価、屋外耐候性※のある材料、フレキシブルな部材であり人が衝突しても安全である。

※材質証明をしているものは、一般的に10年程度もつ。

2. 電柱等の広告看板による設置

電柱や電信柱の広告看板による設置も可能。

広告看板での設置の場合、亜鉛めっき鋼板(耐用年数5年程度)を使用。設置・管理コストも安価。

※右写真の広告サイズは

面板サイズ W330mm×H400mm

蓄光 W270mm×H360mm



3. 既存表示板への表示追加

右写真のような方法で既存表示板の支柱(ポール)に貼り付ける方法。部材はウレタン樹脂であれば柔軟性があるため衝突安全性が高い。ウレタン樹脂は、屋外設置の場合、加水分解がおきやすいため、NETISに登録されている製品を参考とすることが望ましい。

※右写真は災害種別の適不適を補助表示として活用した例。



支持体の裏の
両面テープで
貼り付けるタイプ



《案内用図記号の改正及び災害避難誘導標識システムの制定》

【出典：経済産業省ホームページ】

JISZ8210 案内用図記号の改正及び JISZ9098 災害避難誘導標識

システムの制定

－緊急時にもわかりやすい一連の災害避難誘導標識設置に向けて－

平成28年3月22日

災害による人的被害を低減するためには、緊急時に、地域住民のみならず、観光客等も安全な場所へ素早く避難できることが重要です。そこで、JISZ8210(案内用図記号)を改正し、災害種別を表す図記号等を新たに追加しました。また、災害種別ごとの避難場所の方向・距離など、迅速な避難を可能とする情報を、共通の標識として設置するため、標識に記載する情報に関するルールを定めた、災害避難誘導標識システムに関する JISZ9098 を制定しました。

1. 当該規格の制定の目的及び背景

2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会では、大勢の内外の来訪者が見込まれ、大会のみならず国内各地への多数国からの訪問者が想定されます。

このような状況下で災害が発生しても、共通語として標準化された「図記号」及び「災害避難誘導標識システム」を用いて、災害避難に係る誘導標識が設置されることで、緊急時にも素早く安全な場所に誰しもが避難することが可能になると考え、内閣府、消防庁を共同議長とした関係府省庁等による「避難場所等のピクトグラムに関する関係省庁連絡会議連絡会議」を平成 26 年 7 月に設置し、避難場所等のピクトグラムの整備について検討を行い、避難場所等のピクトグラムの標準化の方針を定めました。今般その方針に従い、JIS 規格を改正及び制定しました。

また、海外にも広く普及させるため、今回制定した災害種別避難誘導標識システムを国際標準化機構（ISO）に提案（2016 年 5 月頃を予定）し、将来的には、国際的な避難誘導システムとして定着させていくように作業を進めています。

国内においては、JIS 原案作成関係者による、標識製造者、自治体等への説明会の開催などで、適切な表示方法などの周知を図ります。

更に、災害種別図記号や記載例等を「国や地方自治体等の公共機関」による文書・冊子・パンフレット等への引用などの周知活動に利用してもらうため、内閣府防災情報ホームページにて図記号、記載例のダウンロード用素材を提供する等、普及活動を行います。

なお、内閣府、消防庁では各都道府県防災部に対して、災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について通知するなど、関係省庁でも、標識を設置する自治体等への周知、普及策を検討、実施しています。

2. JISZ8210(案内用図記号)の改正及びJISZ9098(災害避難誘導標識システム)の 制定のポイント

2.1 JISZ8210(案内用図記号)の改正

①災害種別一般図記号を新たに追加しました。

案内用図記号－安全など（災害種別一般）

番号	表示事項	図記号	記事
6.5.1	洪水 / 内水氾濫 Flood from rivers / Flood from inland waters		図材：上昇した水面を表す二重の波を災害種別一般の基本形状に入れる。 機能：災害のうち、洪水及び／又は内水氾濫を表示。 備考1：避難場所図記号などと組み合わせて使用する。 2：文字による補助表示をすることが望ましい。
6.5.2	土石流 Debris flow		図材：山並みと土砂が流れ落ちる河川を災害種別一般の基本形状に入れる。 機能：災害のうち、土石流を表示。 備考1：避難場所図記号などと組み合わせて使用する。 2：文字による補助表示をすることが望ましい。
6.5.3	津波 / 高潮 Tsunami / Storm surges		図材：海面から盛り上がった波を災害種別一般の基本形状に入れる。 機能：災害のうち、津波及び／又は高潮を表示。 備考1：避難場所図記号などと組み合わせて使用する。 2：文字による補助表示をすることが望ましい。
6.5.4	崖崩れ・地滑り Steep slope failure, landslide		図材：崖と大小複数の岩石の側面図を災害種別一般の基本形状に入れる。 機能：災害のうち、崖崩れ及び地滑りを表示。 備考1：避難場所図記号などと組み合わせて使用する。 2：文字による補助表示をすることが望ましい。

番号	表示事項	図記号	記事
6.5.5	大規模な火事 Fire disasters		図材：複数の家と燃え広がった炎を災害種別一般の基本形状に入れる。 機能：災害のうち、大規模な火事を表示。 備考1：避難場所図記号などと組み合わせて使用する。 2：文字による補助表示をすることが望ましい。

②注意図記号〔案内用図記号－安全など（注意）〕に 6.3.10 及び 6.3.11 を追加しました。

番号	表示事項	図記号	記事
3.10	土石流注意 Warning; debris flow		図材：山並みと土砂が流れ落ちる河川を注意の基本形状に入れる。 機能：土石流が発生する危険のある地域を表示。 備考：文字による補助表示をすることが望ましい。
6.3.11	崖崩れ・地滑り注意 Warning; steep slope failure, landslide		図材：崖と大小複数の岩石の側面図を注意の基本形状に入れる。 機能：崖崩れ・地滑りの発生する危険のある地域を表示。 備考：文字による補助表示をすることが望ましい。

2.2 JISZ9098(災害避難誘導標識システム)の制定

本JISでは、基本となる①災害注意標識、②災害避難情報標識、③災害避難誘導標識、④災害避難場所標識といった、標識に含まれるべき情報についての規定に加え、これらの標識を避難場所に至る道のりに一連のものとして途切れることなく設置することについても規定しています。

災害種別避難誘導標識システムに用いる図記号等

災害種別	図記号				避難誘導標識システム
	災害種別一般図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号	
洪水	 JIS Z 8210-6.5.1	—	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 A
内水氾濫					附属書 B
高潮	 JIS Z 8210-6.5.3	 JIS Z 8210-6.3.9	 JIS Z 8210-6.1.6	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 C ¹⁾
津波 ²⁾			 JIS Z 8210-6.1.7		JIS Z 9097
土石流	 JIS Z 8210-6.5.2	 JIS Z 8210-6.3.10	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 D
崖崩れ・地滑り	 JIS Z 8210-6.5.4	 JIS Z 8210-6.3.11	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 E
大規模な火事	 JIS Z 8210-6.5.5	—	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 F

- 注^{a)} 津波の避難誘導標識システムについては、JIS Z 9097 を参照する。
 b) 必要に応じて JIS Z 9097 に用いてもよい。
 c) 高潮の標識避難誘導システムは、JIS Z 9097 に規定する津波の避難誘導標識システムを基とする。

また、災害ごとに避難場所の適否が分かるように「適不適表示マーク」を規定しました。

適不適表示マーク

適不適表示マーク ^{a)}	意味	色
○	この避難場所は、当該災害の種類・避難場所に適していることを表す。	黒 マンセル値 N1 を使用する。
×	この避難場所は、当該災害の種類・避難場所に適していないことを表す。	黒 マンセル値 N1 を使用する。

注^{a)} 適不適表示マークは、災害種別一般図記号の上に重ねてはならない。また、表示が煩雑にならないように注意する。

適不適表示マークの記載例

洪水 Flood from rivers	高潮 Storm surges	津波 Tsunami	土石流 Debris flow	がけ崩れ・地すべり Slope failure, landslides	大規模な火事 Fire disasters
					
○	○	×	×	×	○

災害種別一般図記号の上部に補助表示を、災害種別一般図記号の下部に当該避難場所が適している場合は「○」を、適していない場合は「×」を記載した例。

当該避難場所は、洪水、高潮及び大規模な火事には適しているが、津波、土石流及び崖崩れ・地滑りには適していないことを示している。

2.3 組み合わせによる標識

こうした図記号を組み合わせることにより必要な情報を1枚の標識で伝えることができます。

組合せ式による記載例

避難誘導標識の記載例



a) 方向矢印、避難場所図記号及び災害種別一般図記号（1種類）を組み合わせた避難誘導標識の記載例



b) 方向矢印、避難場所図記号及び災害種別一般図記号（4種類）を組み合わせた避難誘導標識の記載例

避難場所標識の記載例



避難場所図記号、災害種別一般図記号及び適不適表示マークを組み合わせた避難場所標識の記載例

《参考》 津波避難に関する用語の外国語表記の例

津波避難のために整備する案内・誘導板等に利用する用語の外国語（英語）表記を、参考に示します。

日本語表記	英語表記
避難所	Evacuation shelter
避難場所（津波避難場所）	Evacuation area （Tsunami evacuation area）
津波避難ビル	Tsunami evacuation building
津波避難タワー	Tsunami evacuation tower
築山、避難丘	Evacuation hill
津波避難経路	Tsunami evacuation route